

愛知県知事 大村秀章 殿

岡崎市長 内田康宏

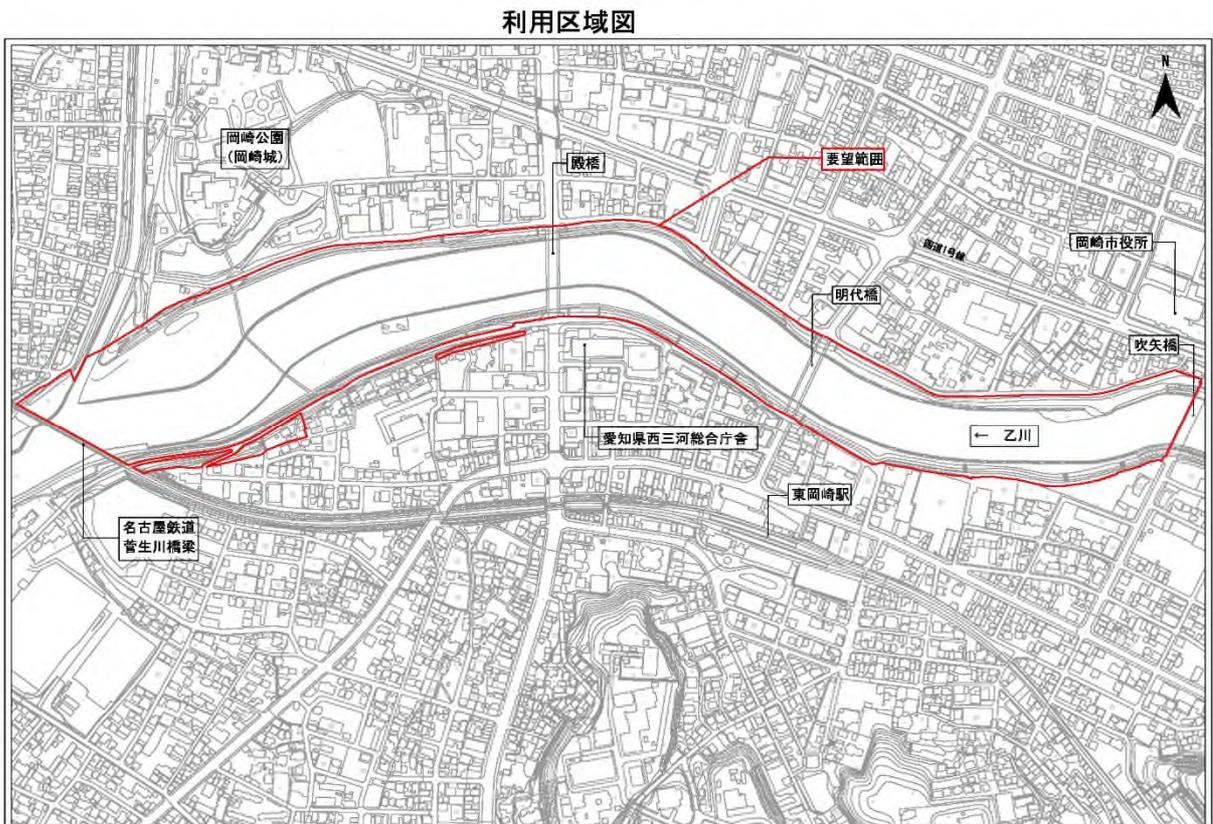
河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書

矢作川水系乙川の乙川リバーフロント地区の河川区域の範囲を都市・地域再生等利用区域として指定し、下記の内容に則して占用することについて要望いたします。

記

1 都市・地域再生等利用区域の範囲

一級河川矢作川水系乙川の河川区域のうち、名古屋鉄道菅生川橋梁から吹矢橋までの区域(下图)とする。



2 占用開始希望年月日

平成 27 年 12 月 26 日

3 区域において占用の許可を受けることを希望する施設

河川占用許可準則第22第3項に掲げる施設のうち、広場、遊歩道、船着場、船舶係留施設、船舶上下架施設（斜路含む）、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板（エアアーチ等含む）、仮置き型照明・音響施設、バーベキュー場、切符売場、案内所、仮設型船舶等メンテナンス場、船上食事施設、多目的のフロート施設、通路橋などその他都市及び地域の再生等のために利用する施設とする。

4 占用者以外の施設利用

河川敷地占用許可準則第25に従い、施設使用者に占用施設を営業活動に使用させることがある。

5 占用にあたっての留意事項

(1) 各施設に共通する事項

◎河川敷地占用許可準則第8関係

- 1) 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものとする。
- 2) 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものとする。
- 3) 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況が発生させないものとする。
- 4) 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的に弱い場所には設置しないものとする。
- 5) 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものとする。

◎河川敷地占用許可準則第9関係

- 1) 他の者の河川利用を著しく妨げないものとする。
- 2) 他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理者用の通路を確保するものとする。

◎河川敷地占用許可準則第10関係

『一級河川矢作川水系乙川圏域河川整備計画』に沿ったものとする。

◎河川敷地占用許可準則第11関係

河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものとする。

◎その他

- 1) 設置する占用施設又はその施設使用は、河川空間とまちの空間の融合が図られた、良好な空間形成を目指す取り組みである、かわまちづくりの趣旨に沿ったものであることとする。
- 2) 本件占用に伴う危険を防止するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3) 洪水、高潮等の緊急時における情報伝達体制（夜間及び休日を含む）を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずるものとする。
- 4) 占用施設の維持管理を十分に実施するものとする。
- 5) 洪水、高潮及び台風等の緊急時に占用施設の撤去等を適切に行うものとする。
- 6) 周辺住民等に配慮し、騒音防止策等の措置を講ずるものとする。

- 7) 施設使用者及び占用施設の利用者により排出されたごみは適正に処理するものとする。
- 8) 施設使用者が事業実施にあたって河川区域内で使用する車両等資材が、洪水等により破損・流出することによる損害については、乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会、岡崎市および河川管理者に損害の補填又は補償等の請求をしないことを契約の条件とする。
- 9) 占用者が他に施設利用させる場合、河川敷地占用許可準則第 25 を遵守させるものとする。
- 10) 施設使用者がその使用を終了する場合は、原状回復（施設等の撤去及び整地）を行わせる。
- 11) その他、河川管理者及び乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会が必要として付す許可条件を遵守させる。

(2) 個別施設に関する上記以外の事項

- 1) 広場、遊歩道、船着場施設およびこれら施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、仮置き型照明・音響施設、バーベキュー場、切符売場、案内所、仮設型船舶修理場を利用する場合
 - ・移動撤去可能な簡易なもの（仮設テント、移動販売車等）に限定する。
 - ・営業時間は原則 8 時から 21 時までとする。ただし、乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会から季節や天候等による営業条件変更の承諾があった場合はこの限りではない。
 - ・利用者の滞留する範囲等は事前に調整した上で明示し、一般の河川敷地利用者（公園利用者含む）の利用の妨げにならないよう配慮する。
- 2) 船着場、船舶上下架施設（斜路含む）
 - ・観光船等の利用時間外で施設周辺の安全が確保（特に夜間）されるような設備（柵、警告板、照明等）を設置し、適切に管理を行う。
 - ・観光船等への乗降のための方法・設備には十分に配慮し、万一事故等が発生した場合には、事業者がその責をすべて負うものであり、乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会、岡崎市および河川管理者は賠償等の請求は受けない。
- 3) 船上食事施設
 - ・営業時間は原則 8 時から 21 時までとする。ただし、乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会から季節や天候等による営業条件変更の承諾があった場合はこの限りではない。
- 4) 多目的のフロート施設
 - ・カヌーの利用等、一時的に設置されるフロート施設については、基本的に利用時に設置するものとするが、夏季など一定期間係留する場合は対象者以外が使用できないように制限する等、その安全に留意する。

6 占用主体

河川占用許可準則第 2 2 第 4 項第 1 号に該当する「乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会」とする。